訪問介護における特定事業所加算の算定要件について	I	II	III	IV	V	自己 点検
当該加算を算定している事業所及び算定を検討している事業所におかれましては、この加算が、より質の高いサービスを提供する事業所を評価するものであるとの趣旨を認識し、以下の算定要件を自己点検した上で、適切な請求事務を行ってください。						
(1) 計画的な研修の実施 指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等(あらかじめ当該指定訪問介護事業所に登録し、当該指定訪問介護事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)を行う訪問介護員等をいう。)を含む。以下同じ。)に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定していること。 →「訪問介護員等ごとに研修計画を作成」又は「サービス提供責任者ごとに研修計画を作成」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。						
(2)次に掲げる基準に従い、指定訪問介護が行われていること。 (一) 会議の定期的開催 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 →「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議」とは、サービス提供責任者が主宰し、登録へルパーも含めて、該事業所においてサービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、の概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されて		0				

いる必要がある。 (二) 文書等による指示及びサービス提供時の特段の要望 指定訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、 当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関 する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確 実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提 供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受けること。 →「当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項」 とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含 め、記載しなければならない。 ・利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望 ・家族を含む環境 ・前回のサービス提供時の状況 ・その他サービス提供に当たって必要な事項 なお、「前回のサービス提供時の状況」を除く事項については、 変更があった場合に記載することで足りるものとし、1日のうち、 同一の訪問介護員等が同一の利用者に複数回訪問する場合であっ て、利用者の体調の急変等、特段の事情がないときは、当該利用者 に係る文書等の指示及びサービス提供後の報告を省略することも差 し支えないものとする。 また、サービス提供責任者が事業所に不在時のサービス提供に係 る文書等による指示及びサービス提供後の報告については、サービ ス提供責任者が事前に一括指示を行い、適宜事後に報告を受けるこ とも差し支えないものとする。この場合、前回のサービス提供時の 状況等については、訪問介護員等の間での引き継ぎを行う等、適切 な対応を図るとともに、利用者の体調の急変等の際の対応のためサ ービス提供責任者との連絡体制を適切に確保すること。 「文書等の確実な方法」とは、直接面接しながら文書を手交する 方法のほか、FAX、メール等によることも可能である。 また、訪問介護員等から適宜受けるサービス提供終了後の報告内 容について、サービス提供責任者は、文書(電磁的記録を含む)に て記録を保存しなければならない。 (3) 定期健康診断の実施  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$  $\bigcirc$ 当該指定訪問介護事業所の全ての訪問介護員等に対し、健 康診断等を定期的に実施すること。 ➡健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施すること が義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員

等も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担						
場合にあっては、少なくとも1年以内に当該健康診断等が実施さ						
れることが計画されていることをもつて足りるものとする。						
(4) 緊急時における対応方法の明示	$\circ$	$\circ$	$\circ$	$\circ$	0	
等における対応方法が利用者に明示されていること。						
→「明示」については、当該事業所における緊急時等の対応方針、緊						
急時の連絡先及び対応可能時間等を記載した文書を利用者に交付し、						
説明を行うものとする。なお、交付すべき文書については、重要事						
項説明書等に当該内容を明記することをもって足りるものとする。						
(5)人員(訪問介護員等)要件	$\circ$					
当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち介						
護福祉士の占める割合が 100 分の 30 以上又は介護福祉士、						
実務者研修修了者並びに施行規則第22条の23第1項に規						
定する介護職員基礎研修課程を修了した者(以下「介護職員						
基礎研修課程修了者」という。)及び1級課程を修了した者						
(以下「1級課程修了者」という。)の占める割合が 100 分の						
50以上であること。						
→介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び						
一級課程修了者の割合については、前年度(3月を除く)又は届出日						
の属する月の前3月の1月当たりの実績の平均について、常勤換算						
方法により算出した数を用いて算出するものとする。						
なお、介護福祉士又は実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程						
修了者若しくは1級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格						
を取得している又は研修の課程を修了している者とすること。また、						
看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除す						
ることが可能とされていたことから、1級課程修了者に含めて差し						
支えない。						
(6)人員(訪問介護員等)要件	$\circ$					
当該指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3						
年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経						
験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程						
修了者若しくは1級課程修了者であること。ただし、指定居						
宅サービス等基準第5条第2項の規定により1人を超えるサ						
ービス提供責任者を配置することとされている事業所におい						

ては、常勤のサービス提供責任者を 2 名以上配置していること。

→サービス提供責任者の「実務経験」は、サービス提供責任者としての従事期間ではなく、在宅や施設を問わず介護に関する業務に従事した期間をいうものであり、資格取得又は研修修了前の従事期間も含めるものとする。

なお、ただし書については、指定居宅サービス基準第5条第2項の規定により常勤のサービス提供責任者を2人配置することとされている事業所については、同項ただし書により常勤のサービス提供責任者を1人配置し、非常勤のサービス提供責任者を常勤換算方法で必要とされる員数配置することで基準を満たすことになるが、本要件を満たすためには、常勤のサービス提供責任者を2人以上配置しなければならないとしているものである。

看護師等の資格を有する者については、1級課程の全科目を免除 することが可能とされていたことから、1級課程修了者に含めて差 し支えない。

確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければならない。また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければならないこと。なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定すればよいこと。

### (7) 重度要介護者等対応要件

前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護4及び要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第5条の2に規定する認知症をいう。)である者並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚生省令第49号)第1条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定訪問介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録を受けている場合に限る。)の占める割合が100分の20以上であること。

→割合については、前年度(3月を除く又は届出日の属する月の前3月 の1月当たりの実績の平均について、利用実人員又は訪問回数を用 いて算定するものとする。なお、「日常生活に支障を来すおそれのあ  $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

る症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症		
である者」とは、日常生活自立度のランク <u>III</u> 、 <u>IV</u> 又は] <u>V</u> [に該当す		
る利用者を、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲		
げる行為を必要とする者」とは、たんの吸引等(口腔内の喀痰吸引、		
鼻腔内の略痰吸引、気管カニューレ内の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろう		
による経管栄養又は経鼻経管栄養)の行為を必要とする利用者を指す		
ものとする。また、本要件に係る割合の計算において、たんの吸引等		
の行為を必要とする者を算入できる事業所は、社会福祉士及び介護福		
祉士法の規定に基づく、自らの事業又はその一環としてたんの吸引等		
の業務を行うための登録を受けているものに限られること。		
(8)計画的な研修の実施		
 指定訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、		
サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に		
従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を		
予定していること。		
(9) 人員(サービス提供責任者)要件		
指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置		
することとされている常勤のサービス提供責任者が 2 人以		
下の指定訪問介護事業所であって、同項の規定により配置		
することとされているサービス提供責任者を常勤により配		
置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサー		
ビス提供責任者を1人以上配置していること。		
➡指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置される		
こととされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の指定		
訪問介護事業所であって、基準により配置することとされてい		
る常勤のサービス提供責任者の数(サービス提供責任者の配置に		
ついて、常勤換算方法を採用する事業所を除く。)を上回る数の		
常勤のサービス提供責任者を1人以上配置しなければならない		
こととしているものである。		
(10) 重度要介護者等対応要件		
前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者		
の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要		
介護 5 である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若		
しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症で		
ある者並びに社会福祉士及び介護福社士法施行規則第1条各		
号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が 100 分の 60		
以上であること。		

# (11) 人員(訪問介護員等)要件 指定訪問介護事業所の訪問介護員等の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。 ※人員要件及び重度要介護者等対応要件における割合の算出 方法 イ 前年度の実績が 6 月に満たない事業所(新たに事業を開始 し、又は再開した事業所を含む。) については、前年度の実 績による加算の届出はできないものとする。 ロ 前 3 月の実績により届出を行った事業所については、届 出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員又は利用 者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなけれ ばならない。また、その割合については、毎月ごとに記録す るものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに 加算取下げの届出を提出しなければならない

#### 訪問介護における特定事業所加算の算定に関する留意事項

以下に、実地指導等で要件を満たさず指摘をした事例を列挙しました。以下に限らず要件 を満たさない場合もありますので、: ?1~5 記載のすべての要件を十分にご確認ください。

#### 要件(1)について

- ●訪問介護員等ごとの研修計画を策定していなかった。
- →「すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに個別具体的な…研修計画」を策定 する必要があります。

#### 要件(2)(一) について

- ●概ね1月に1回開催すべき会議において、不参加者に議事録を閲覧させるのみであった。
- →会議には常勤者,非常勤者を含む「訪問介護員等のすべて」が参加しなければなりません。 サービス提供責任者ごとにいくつかのグループに分かれて会議を開催し、それでも参加で きない者については、個別で伝達講習の機会を設ける等して下さい。不参加者に議事録を閲 覧させるのみでは会議を開催したとはいえません。なお、会議等を開催したことは具体的に 記録に残すことが必要です。

#### 要件(2)〔二)について

- ●サービス提供責任者からの指示について毎朝1回の一括指示のみである。
- →一括指示は、①サービス提供責任者が不在の場合(休暇.時間外等)、②同一の利用者に対し 1日に同一のヘルパーが複数回訪問する場合にのみ認められています。
- ●サービス提供責任者からの指示が口頭にとどまる
- →文書等(FAX・メール含む)の確実な方法により伝達することが求められています。
- ●サービス提供責任者からの文書等による指示において、「前回のサービス提供時の状況」について、「おむつ交換しました」「掃除しました」との記載しかない。
- ⇒「前回のサービス提供時の状況」とは、訪問介護員の状況ではなく、利用者の状況です。 (例:皮膚に発疹ありました、皮膚に異常なし)
- ●サービス提供責任者からの文書等による指示が利用者の急変等、特段の事情がある場合に しかできていない。
- ➡「前回のサービス提供時の状況」は利用者の急変等、特段の事情がある場合に限らず、毎回

のサービスについてサービス提供責任者から指示がされていなければなりません(※サービス提供責任者不在時の一括指示の場合を除く)。

## 要件 (3)について

- ●訪問介護員等の健康診断を常勤者しか実施していなかった。
- →「すべての訪問介護員等に対し」健康診断を実施する必要があるため、常勤に限らず非常 勤者についても実施しなければなりません

【特定事業所加算に係る問い合わせ】

算定·変更·廃止の届出について→居宅指定係(052-972-3487) 加算の要件について→指導係(052-972-3087)